

土木森林環境委員会会議録

日時 平成27年3月10日(火) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後3時26分

場所 防災新館 304会議室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 遠藤 浩
委員 臼井 成夫 石井 脩徳 清水 武則 久保田 松幸
大柴 邦彦 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 河西 秀樹
県土整備部次長 佐藤 佳臣 県土整備部技監 野中 均
県土整備部技監 大久保 勝徳 総括技術審査監 中嶋 晴彦
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 清水 豊
技術管理課長 手塚 岳生 道路整備課長 丹澤 彦一
高速道路推進課長 乙守 和人 道路管理課長 三浦 市郎
治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人 都市計画課長 望月 一良
下水道室長 丸山 哲 建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

議題 (付託案件)

(平成26年度関係)

- 第44号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第52号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第54号 契約締結の件
- 第55号 県道の路線の変更の件

(平成27年度関係)

- 第3号 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例制定の件
- 第15号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件
- 第19号 平成27年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行中土木森林環境委員会関係のもの
- 第30号 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
- 第38号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時02分から午後3時26分まで県土整備部関係の審査を行った。（午前11時50分から午後12時59分まで、午後1時45分から午後1時54分まで、午後3時05分から午後3時12分まで休憩をはさんだ。）森林環境部関係については、3月11日に審査を行うことになった。

主な質疑等 県土整備部関係

第44号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(眺望ポイント環境整備事業費について)

大柴委員 県土の2ページ、美しい県土づくり推進事業費のところですが、1点だけ。この眺望ポイントとなっている公共施設の環境整備ですが、それは何カ所ぐらいあるんですか。

丸山美しい県土づくり推進室長 この中には県分と市町村分がございまして、県分につきましては15カ所、市町村分については10カ所、合計で25カ所予定しております。

(道路公社管理道路活用誘客促進事業費について)

大柴委員 わかりました。次に、県土の4ページ、道路公社の道路管理の誘客のところですが、本県への誘客を促進するため、県の道路公社が管理する有料道路を夏秋の観光シーズンに無料化するとありますけれども、新聞では11月の下旬と書いてありますけど、日にちはいつからいつまでとしっかりわかるんですか。

丹澤道路整備課長 県の道路公社で管理しております雁坂トンネルと富士スバルライン、それぞれ期間を定めてございまして、雁坂トンネルにつきましては平成27年7月1日から11月30日まで、これは全日、全車種ということになっております。一方、富士スバルラインにつきましては、夏山シーズン終了後ということで、夏山シーズンが9月14日まででございまして、無料期間が平成27年9月15日から11月30日までの平日のみ。しかも、観光バス等の大型車を除いてマイカー等のみということで予定しております。

大柴委員 わかりました。それで予算が1億9805万5000円。雁坂とこのスバルラインで合わせてこれだけだと思うんですが、この内訳はどうなっていますか。

丹澤道路整備課長 雁坂トンネルにつきましては1億5764万7000円。一方、富士山有料道路につきましては4040万8000円という額でございます。

ちなみに、雁坂トンネルの年間収入に占める割合としましては、期間も長うございまして、夏秋の観光シーズンでございまして過去の実績と比べまして約5割近く。富士山につきましては、年間収入の約8%程度という数字でございます。

大柴委員 富士スバルラインが約4040万円。新聞によりますと、乗用車とワゴン車で分かれているということで、普通車の往復が2,060円、軽自動車は1,640円の通行料と書いてあるが、これはどのぐらいの割合というか、何台を大体予想しているんですか。

丹澤道路整備課長 算出根拠でございますが、今回の期間を定めまして、過去の、過去といいますがのは平成26年度の通行実績、その期間に無料化する期間における収入額、収入見込み額ですね。それをもとに金額を積み上げてございます。

その期間に対応する台数につきましては、ちょっと、手元の資料ではすぐ数字が出ませんので、すぐ算出させていただきますまして御報告させていただきます。

桜本委員長 丹澤課長、今のはどの辺で。

丹澤道路整備課長 今出ます。

桜本委員長 では、引き続きどうぞ。

丹澤道路整備課長 富士山有料道路につきましては、1万9219台の想定でございます。このうち車種別につきましては、もう一度出し直させていただきます。

桜本委員長 では、大柴委員、そのこと以外を、どうぞ。

大柴委員 それで、それ以外ということで、無料化の方針についてですけれども、地元の富士吉田市長が寝耳に水ですと話していると聞いているんですけれども、地元ではどういう対応をするんですかね。我々としては、やはり地元は大切だと思っんですね。これ、しっかり地元で対応していかなきゃいけないと思っんですけれども、これはどのような対応をするんですか。

丹澤道路整備課長 今回、国の地方創生交付金を活用するというところで、その中で今回、県のほうでは幾つかの目標に仕分けしまして、私どもは新たに人を県内に呼び込むというカテゴリーで、有料道路の無料化を、新たな観光客を呼び込むという位置付けで今回計画したところでございます。

これにつきましては、交付金の決定が決まって以降、県でどういう取り組みをしていくかということ、時間をある程度かけまして計画を練ってまいりましたので、あまり時間もなくて決まったという経過でございます。

この内容につきましては、公表の直前にはなってしまったわけですが、関係市町村、あるいは、例えば富士山でありましたら5合目の観光業者とか、そういう各種団体に事前に説明させていただいたということでございます。

大柴委員 地元は大切ですから、時間がないといっても、ぜひ説明はしていくべきだと私は考えます。

あともう一つ、マイカー規制を行ってきた経緯ですけれども、今回の事業について、環境保全という面からすると課題は整理されているのか、それとイコモスとの関係もありますよね。この辺のところの整理といいますか、対応はどうなっているんですか。

丹澤道路整備課長 富士山のマイカー規制につきましては、御存じのとおり、渋滞対策と環境保全という2つの大きな目標を持ってやっているとござります。それにあわせて、イコモスからの勧告にもしっかり応えていくということが大きな柱であると承知しております。

今回の無料化につきましては、夏山シーズン外の比較的すいている期間に

において、新たな観光誘客をしようということで取り組んでおりますので、当然、その際に渋滞等が生じてしまったり、環境破壊につながるような事象があったら困るということでございますので、当然、私どもも、どのような台数になるかということも想定してございます。

今まで一般有料道路等が無料開放されると、当然、料金というものはなくなりますので、通行量は伸びるというデータがありまして、全国の有料道路が無料化されて開放されたときに、1.6倍ほどに伸びているということでございます。

今回の富士山有料道路の無料化の期間において、実際に通行する台数に、それを6割増ししても、十分渋滞は起きないという数字はつかんでございまして、その中で取り組んでいくということでございます。

当然、万一渋滞等が発生した場合には、交通誘導員の配置や、あるいは、もしかしたら通行規制をかけるとか、そういうことも当然想定されることを念頭に置いて取り組んでいくということでございますので、イコモス勧告に対して妨げになるようなことはないような取り組みをしていきたいと考えております。

大柴委員 最後ですけれども、やはり、車も必ずふえますよね。無料になることによって、昔で言う暴走族という方たちも、必ずこの富士山の道路だと走ると私は思うんです。ですから、警備の面もしっかりしていかないとならないと私は思うんですけれども、この辺は部長、いかがですか。

大野県土整備部長 まだ施策の実施までに期間がございますので、委員指摘のありました地元等とも十分調整をとりまして、問題が生じないように、さまざまな対策を練って、万全を期して実施していきたいと考えております。

(防災まちづくり検討事業費について)

大柴委員 県土13ページ、防災まちづくり検討事業費ですけれども、この中に防災の関係で、点在する集落の今後のあり方とありますけれども、今後のあり方というのを詳しく教えてもらえますか。

保坂砂防課長 中山間地におきまして点在する集落があるわけですが、そこにはやはり、同じような防災、指定避難所があるわけです。それとあわせて、中山間地、山ですので、土砂災害にかかわる危険区域というのが重なってございます。そうすると、やはり避難所をどこに設置していいんだろうとか、どこが安全だろうかという問題が生じるわけです。今回の事業におきましては、そのような点を詳細に調べまして、市町村の方と地域の方と、どこが安全だということを探っていこうという事業でございます。

あわせて、そういうことで防災拠点が集約されることで、この事業におきまして、地域の方々の防災意識が高まる、または防災訓練を含めまして、地域の交流や支え合いがふえるということで、安全なまちづくりに寄与できるようになると考えております。

また、防災拠点が集約することによって、そういうことを支援する砂防事業についても効率的、効果的な事業につながっていくと考えているところでございます。

大柴委員 わかりました。ぜひそういうことをやってもらいたいんですけれども、地域の中で住民の意見を聞くというお話ですけれども、住民からメンバーをし

っかり選んで、地域のメンバーを入れて話をするということですか。

保坂砂防課長 今のところ、どういうメンバーということは詳細にまだ決まっておられません。市町村と今話をして、どういった形でやっていくかというところを聞いているところでございます。区長さんとか防災関係、小さな集落であれば全員の方に出ていただくという方法もあると考えております。

大柴委員 そういう地元の意見を聞かないとわからないと思うんです。だから必ず地元の人、この地域の区長なのか、それはわかりませんが、しっかりわかる人をメンバーに入れてもらって話をさせていただくと。募集とかそういうのをかけるのかどうか、わかりませんが、そういう話を地域に声をかけていただきたいと思います。その辺最後にいかがですか。

保坂砂防課長 貴重な御意見ありがとうございます。そのような取り組みをしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(コンパクトシティ促進事業費について)

遠藤副委員長 1点だけお願いします。県土16ページ、まちづくり推進費のマル臨のコンパクトシティ促進事業費についての質問でございます。この内容を御説明いただきたいと思います。

望月都市計画課長 先ほどもちょっと御説明させていただいたんですけれども、国が昨年末に決定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、市町村のコンパクトなまちづくりを推進するということが明記されていることから、具体的には、昨年8月に国から出されております都市構造の評価に関するガイドブックがあるんですけれども、この指標に基づきまして、県が広域的な観点から、各市町村の現在の生活利便性ですとか、健康・福祉、あるいは安全・安心、行政運営などの分野ごとの現状を把握・分析いたしまして、それを使って市町村とさまざまな協議、議論をする中で、今後の市町村のまちづくり計画の策定に生かしていただこうと考えているものでございます。

遠藤副委員長 コンパクトシティという言葉が出てきたのが平成15年ぐらいだったと記憶しているんですが、その後、山梨県としては、このコンパクトシティに向けて、そういう議論があったのかどうか。今回、その地方創生で初めて議論に上がっているのか、お伺いいたします。

望月都市計画課長 県では都市づくりの今後の方向性を示します都市計画区域マスタープランというものを定めなければならないことになっております。これは法定計画なんですけれども、平成22年の3月に、この都市計画マスタープランをつくったときに、都市機能集約型のまちづくりを進めようという目標を掲げております。ただ、これは商業とか、福祉とか、そういった生活サービス施設については、なるべく集約していこうという考え方を示しておりますが、居住まで集約していこうというところには触れておりません。近年、国のほうでコンパクトシティの推進ということが叫ばれている中で、国のほうでは居住についてもある程度集約していったほうがいいのではないかと方向性を示しておりますが、これは各地域によっていろいろな特性があると思いますので、今回、こういったさまざまな現状を数値的にあらわした中で、各市町村と話をし、各市町村が自分の町にふさわしいまちづくりを進めていただ

けるような議論を進めるべきではないかと考えております。

遠藤副委員長 要するにデスクワークみたいなことだと思うんですけども、その予算配分が1800万円ということですが、これ、どういう使い方をされるのでしょうか。

望月都市計画課長 内容的には、例えば医療とか福祉とか商業といった生活サービス施設がどういうところにあるか、それが徒歩圏で行ける人たちがどのくらい各市町村にいるのかですとか、公共交通の沿線地域の人口密度が現状どうなっていて、公共交通がどのくらい生かされているのかとか、それから保育所への徒歩圏の人口カバー率ですとか、市民1人当たりの都市、市町村に対する歳出額、あるいは税収額、そういったものを市町村ごとに現状を数値的につかんでいくという、そういう調査ですね。これ、コンサルタントのほうに業務を委託することになると思いますけれども、この委託費として1800万円という費用を想定しております。

(道路公社管理道路活用誘客促進事業費について)

小越委員 皆さんと同じ項目です。まず1つ目は、先ほど大柴委員からありました県土4ページの道路公社管理道路活用誘客促進事業費の話の続きです。何点かお伺いしたいんですけども、まず先ほども大柴委員からありましたけれども、どこからこの要望があったのか。地元からの御要望なのか、それとも県がこれをしようと思ったのか、どういう経過でこういう話が出てきたのか、まず聞きたいです。

丹澤道路整備課長 この計画につきましては、背景といたしましては、富士山のマイカー規制拡大によりまして、夏山シーズン中は、ほとんどマイカーは富士山に登れない状況になるわけですし、観光関係の産業の落ち込みとかそういうものもあるということがございますので、夏山シーズン外の比較的すいている時期に、よりお客さんに来ていただくというのが新たな取り組みでございまして、そういう考えでございます。

雁坂トンネルにつきましても、圏央道開通以降、非常に交通量が計画に満たないということもございまして、なるべく知っていただこうと。山梨と埼玉の観光の連携を図っていくことによりまして、新たな誘客を促していこうということで、両方とも県の考えで取り組んでいくということにしたものでございます。

小越委員 ということは、地元には何の説明もなく、地元から要望があったわけでもなく、観光業界からお願いがあったというわけでもなく、県が地方創生のお金に来て、どういうふうに分けようか、県土整備部として、これどうするかということで、たまたま道路公社の赤字のところもありますので、これを入れたと、そういうことでしょうか。

先ほど話を聞いたら、実績の見込みでスバルラインが約4040万円と言いますけれども、先ほど話で通行量が1.6倍伸びるといいますと、この実績見込みは約4040万円より多くなるということですよ。だから、そうしますと、観光客のためにということを県が考えてやった話で、地元からとか、5合目の方からとか、それから観光業界からは何もなかったんですか。

丹澤道路整備課長 先ほど申し上げた、その5合目観光につきましては、富士スバルラインの

マイカー規制の方針を決める会議に、行政、あるいは観光関係の団体の方とかが一堂に会して、地元の首長さんたちも集まって、来年度の方針を決める会議におきまして、要するに夏のシーズンというのは、ある程度マイカー規制により落ち込んできていると、周辺の観光も含めてですね。ですから、夏の観光シーズン以外で、ある程度観光客を呼び込んでいく、そういう施策が必要じゃないかという意見があることを私は聞き取っております。ただ、それを無料化にダイレクトにつなげて要望をいただいたということではございません。

それと、先ほどの1.6倍というのは、渋滞が起こって、環境破壊などイコモスの勧告に反するのではないかとということで検証して、交通量が1.6倍増えても渋滞が起こらないということでございまして、補填額を1.6倍にするということではございません。あくまでも補填額は、今までの通行実績等から算出して、その1.6倍増えた額ではなくて1.0倍ということです。この額を補填していただくという金額でございます。

小越委員

この地方創生のお金が、どうしてこのスバルラインに充てられるのかの経過がわからないんです。イコモスの勧告、それから観光部関係、富士山の保全等の全体の計画からいくと、なぜこのときに、このお金をここに使うのか。もっと違うところに県土整備部としてお金使うことも考えられたと思うんですけども。環境の問題については、富士山保全推進課、森林環境部等との整合性というのは合っているのでしょうか。

丹澤道路整備課長 まず他部局との連携でございますが、当然これを無料開放すれば、どういう効果が出てきたのかということ、いろいろな持ち場ごとで検証していくということございまして、県土整備部におきましても当然、渋滞が発生してはいけないとか、そういうことで道路管理者の立場から検証するというございまして、観光部におきまして、観光の入込客がどのようにふえたかということも当然検証していきます。当然、環境破壊とか、環境への影響とかということにつきましても、富士山保全推進課と連携をとりまして検証していくというふうにしております。

小越委員

だから過去の、今までどうやって、この話をちゃんとほかの部署と考え方を共有していったのか。それと同時に、地元の話がちゃんと行っているのか。なぜ、ここに突然、地方創生のお金を多額に費やすのかが、県が勝手に決めたというふうにししか思えなくて、よくわからないんです。

観光客をふやすということになりますと、観光客が来る、すなわち車がふえる、渋滞する、環境に悪いということが、普通の考えでいくとあるわけですね。それを、ほかの部署とか地元とどのように協議したのか、よくわからない。県が決めてやりましたというふうには受け取られてしまうんですけども。そのところをないがしろにして、やっぱり富士山の保全のことを後回しにして、観光客、それだけで観光部が推進したかどうかわかりませんけれども、今の話を聞くと、これから検証するというから。それは少し、ちょっと行き過ぎているんじゃないかと私は思います。少しそのところだけ最後、認識をお伺いします。

丹澤道路整備課長 急に決まったという印象は拭えないというのは当然だと思います。国のこの地方創生交付金で取り組むということにしましたので、この交付金の決定、この交付金の方針が決まってから検討し始めたということがございます。

この内容につきまして、私どもが実行する部隊として、この有料道路をあずかる私どもの立場で、その計画をしっかりと行っていくということで、この計画をつくるに当たりますとも、当然、知事政策局を中心に、関係部局でしっかりと協議して、この計画をしてきたということでございます。

先ほど部長のほうからも御説明させていただいたとおり、まだ実施まで期間がございますので、さらに検討を進めて、調整は図っていくということでございます。

小越委員 やはりどう聞いても、私、これには納得がいきません。なぜ、このお金をここに振り向けるのか。今までの経過を聞きましても、しっかり調整しているとは思えませんので、ここは私、納得いきません。

(防災まちづくり検討事業費について)

それから次の、先ほどお話がありましたページ13の防災まちづくり検討事業費の話です。ここでちょっとお伺いしたいんですけども、中山間地域の指定避難所、危険区域とありましたけれども、すみません、それは今回のこの防災まちづくりでは何カ所でやるのか。7,000とか6,000カ所、危険区域がありますけれども、それを全部やるのか。そこを、まずお聞かせください。

保坂砂防課長 土砂災害防止法に基づく基礎調査におきましては、土砂災害警戒区域と避難所が重なっている場所は60カ所という結果が出ております。これをもとに、先ほど言いました警戒区域と過去の災害、そういうものを調べながら対応していきたいと考えています。

小越委員 ということは、60カ所でいいんですか。市町村でいくと、何市町村で何カ所ということはあるですか。

保坂砂防課長 申しわけございません。ちょっと総数しか今数字がなく、基礎調査の箇所から60カ所を対象にしているということですので、もし詳細でありましたら、お時間をいただきたいんですが。

小越委員 はい、詳細を教えてくださいたいと思います。わかるんですか。それは決まっている、それとも、これから決めることですか。何カ所、この地域であるということ、これから決めるのか、もう決まっているのか。もう決まっているのであれば教えてくださいたいですし、これから考えるということなのか。

保坂砂防課長 基本は60カ所を調査します。今考えているのは、そのうち基本の60カ所を調査し、そのデータについては市町村に提供して、市町村の地域防災計画に反映させていただきます。まだ市町村と話し合っていかなきゃならないんですが、そのうち10カ所程度について、先ほどの市町村と地域住民、そういった人たちとワークショップを開いて、適切な避難所というのを検討していきたいと考えております。

小越委員 私が聞いたのは、その場所がもう決まっているのであれば、こちらに出していただけるのか。まだ決めていないのだったら、まだだけどと。そこを、まず聞きたかったんです。

保坂砂防課長 申しわけありません。まだ決まっていない状況でございます。

小越委員 決まっていないのに、どうしてこういうことができるのか、よくわからないんですけども。こういう場所が、ここの地域でこれが必要だ、ということがあって、この予算が来るというわけですね。それがこう、これから考えて、この予算を充てるとなりますと、漏れが出てくるんじゃないですか。ここの地域が必要なんだけど、ここの地域をやるかどうかわからない。その基準はどこにあるんですか。これから60カ所というふうに箇所がもう決まっているのか、それとも、これからまだふやすことができるのか。60カ所決める基準は、どこにあるんですか。

桜本委員長 保坂課長に申し上げます。時系列で説明してください。

保坂砂防課長 申しわけありません。まず土砂災害防止法に基づく基礎調査におきまして、先ほど言いました特別警戒区域と避難所が重なっているのが、調査では60カ所あると調べてあります。そのうち危険性の高い箇所について、これは60カ所について、先ほど言った、災害が起こっているところはどのぐらいの危険性があるかということ进行调查しまして、避難所として危険性の高い10カ所について、先ほどのワークショップを開きながら適切な避難場所について検討していきたいと考えています。その10カ所については、基礎調査が終わった後とか、市町村との協議が終わった中で決めていきますので、現在決まっておりません。

小越委員 ということは、10カ所が8カ所になったり、30カ所になったりする可能性もあるということですか。

保坂砂防課長 予算の関係がありますので、たくさんふえるということはありませんので、今のところ、その予算の中では10カ所程度と考えております。

小越委員 予算の範囲でありますと、本当にだんだん少なくなってきてしまいます。必要なところは全て予算をとって、これ、地方創生、国補だけですけれども、県として、ちゃんとそれを必要なところはしっかりつくるように予算もとっていただきたい。この予算の範囲でいきますと、では10カ所じゃなくて3カ所になってしまう可能性もあるのは、それはまずいと思いますので、それはしっかり60カ所を全部やるつもりでやっていただきたいと思います。

(コンパクトシティ促進事業費について)

次に、先ほどお話がありましたページ16ページのコンパクトシティの話です。これもお伺いしたいんですけども、先ほど都市構造がどうなっているか考えるという話でしたけれども、市町村のコンパクトなまちづくりということは、コンパクトシティというのは、市町村ごとに考えるということですか。それとも大きい圏域で考えるということですか。丹波山や南部町、甲府市、一つ一つのコンパクトシティなんですか。それとも大きい圏域のコンパクトシティなんですか。そこのお考えを、まずお聞きします。

望月都市計画課長 具体的なコンパクトシティの考え方、計画策定は、各市町村が行うことになるとは思いますが、今、国のほうでも示しておりますコンパクトシティの考

え方といいますのは、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワークの形成によりまして、拠点間の連携により都市のコンパクト化を進めていくという考え方になっておりますので、最終的には、それぞれの市町村が考えていくコンパクトなまちづくりは、周辺の市町村とも一体となって進められるのが理想になるのではないかと考えております。

小越委員 ということは、この約1800万円は、全ての市町村をやるということですか。それとも県全体の中で、この市町村という、各市町村にばらまくということですか、このシティのコンサルタントの委託を。

望月都市計画課長 今回コンサルタントに委託しまして検討する市町村につきましては、都市計画区域が指定されている市町村。県内、今27市町村のうち20市町村で都市計画区域が指定されておりますが、都市計画区域が指定されている市町村については、全て今回の業務の中で、こういった数値化を図っていきたい。この数値化したものについて県と市町村、あるいは市町村と住民の方たちで話し合いの情報として共有していきたいと考えております。

小越委員 コンパクトシティといいますと、拠点を設けると。全体とすると、例えば、山梨県の甲府というところに拠点を設けて、そこに集約させる。周辺のところ、マスタープランでいくと副拠点が幾つかあったんですけども、今回は拠点都市というのはどこを考えているのか。そこに集約するという方針で、この考え方を進めていくのでしょうか。

望月都市計画課長 国のほうでも示されておりますけれども、今の日本で考えられているコンパクトシティというのは、どこか1カ所に全ての機能、それから人口を集中するということではなくて、幾つかの拠点というものを想定する中で、そういったところに、都市に必要な機能ですとか、居住を集中させ、それらの拠点同士を交通ネットワークによって連携して結んでいき、拠点間で不足するような機能も補ったりしていくという考え方になっております。

小越委員 それはコンパクトシティ促進事業費ですけれども、結局は、その拠点をつくるといことになりまして、山梨県だと甲府なわけですよ。そこに集中させるようなものを、これをつくった後に、この結果を受けて、どのようにこれを、この委託に出されたコンサルタントの分析調査を受けて、やはり甲府に集中するという、このコンパクトシティをつくるという方向でこれを考えているのか、最後にお伺いします。

望月都市計画課長 甲府の甲府駅周辺は、確かにいろいろ都市機能が集積しておりますので、こういった既存ストックを生かしていくということは非常に重要なことだと思いますけれども、現在どこかに集約するという想定はしておりませんで、今後、データ等に基づいて、各市町村等と協議をしながら、どういう場所に拠点を設け集約していくのかということも含めて協議をしてみたいと考えております。

(道路整備推進費について)

久保田委員 県土4ページですか、道路整備推進費。これのマル臨の富士北麓自転車観光推進事業費につきましてお聞きします。今説明をお聞きしましたけれども、事業費ということで計上されておりますけれども、具体的にどのような制度な

のか、もう少し詳細に、よろしく願います。

丹澤道路整備課長 富士北麓自転車観光推進事業でございますが、これにつきましては、富士北麓地域が世界文化遺産登録後注目を集めているという中で、御存じのとおり、富士山ヒルクライムという大きな自転車のイベントもあり、全国的に見ましても自転車への注目が集まっているという、この背景の中で、富士北麓地域におきまして、自転車による観光振興を図っていこうということでございます。具体的には、まず、富士五湖周辺において、どのような施策が展開できるかということも含めまして、私どもとしてはサイクルネット構想という仮の名前をつけておりますが、各地域の市町村等と連携いたしまして、どういう形で自転車を観光に生かしていこうかということ、既存の計画も取り入れまして構想に入れていきたいという考えを持っております。

既に山中湖には立派なサイクリングロード、一部まだ施工中でございますが、ありまして、そういった湖畔を利用したサイクリングロードの整備とか、あるいはサイクリングロードをPRしたり、現地に案内看板とかサイン計画、あるいはサイクリングロードを示すような路面表示とか、そういったものも含めまして施設整備をしていきたいという目標を持ってございまして、そういったものを検討していくということでございます。

今回の事業につきましても、一部はその施設整備にも生かしていきたいと考えております。既に市町村とは連携をとりまして、その検討委員会の準備会をつくりまして、年度内には会合を持っていきたいという計画でございます。

久保田委員

私がお聞きしたいのは、昨年、私たちの委員会の県外調査で、愛知県の今治市と広島県の尾道を結ぶ瀬戸内海の横断自転車道の自転車とバイク道を調査してきたんですけれども、実際、現地に、今、課長が申したとおり、道路標識もありました。すばらしい、いわゆる四国の島々をつなぐ、しまなみ海道、これも世界的に有名になっております。そういうものを見てきましたので、今話が出ましたので、ぜひ、世界から愛好者が来て自転車を楽しめるようなロードをつくってほしいということと、もう1点は、その整備に当たりまして、机の上で決めるんじゃなくて、自転車を使用する人、乗る人、あるいはそういう街道を走る人の意見もお聞きして、こういう計画は立てておるんですかね。

丹澤道路整備課長 今、久保田委員から御指摘のありましたとおり、私どももしまなみ海道の先進事例等々も既に見本として、目標としているところでございます。今後の進め方でございますが、先ほど申し上げたとおり、単に県が机上で計画を立てるということではなくて、周辺の市町村には既に声をかけましたし、学識経験者とか観光業者、あるいは当然ユーザー、あるいは自転車関係の民間企業とか、自転車産業にかかわっている民間の方々とか、そういう方々も含めまして検討委員会をつくりまして、今、委員の御指摘のありましたとおり、インバウンド観光にも生かせるような、海外にもアピールできるようなものをつくっていきたくて考えて取り組んでいく予定でございます。

久保田委員

知事さんが自転車ロードを使うイベントに参加するというのは、どこの知事でしたっけ。

(「愛媛の知事……」の声あり)

久保田委員 愛媛でしたよね。それで、愛媛の知事がたまたま臼井議長の知り合いということで、知事ともお会いして、河口湖へ自転車を持って遊びに行くというように言うておりましたけれども、まだまだ、整備が足りないと知事も言うておりました。ぜひとも先ほども言いましたように、皆さんが来て楽しく遊べるような自転車街道としてほしいなというのを要望しまして終わります。

丹澤道路整備課長 ただいま委員から御指摘いただきました点、十分肝に銘じて、この地方創生交付金を活用して、しっかりした取り組みをしていきたいと思っております。

討論

小越委員 この補正予算に反対いたします。先ほどお話しいたしましたスバルラインの無料化のことが、まず1点あります。なぜ今、地方創生の金額をもって、この無料化なのか、とても不明です。時間がないからでは済まない。それで進めたということでは後で取り返しがつかないことになってしまいます。どこからの要望かもよくわからず、知事政策局と時間がないまま合わせたかと思えません。観光客、地域振興という、観光がふえる、車がふえる、そして環境が関係する、イコモスの勧告に反するのではないかと思います。このような安易なことに地方創生のお金を使うべきではないと思います。

もう1点は、西関東連絡道路の債務負担行為が入っております。今、地域高規格道路の建設には反対しておりますので、ここの2点を含めて、この補正予算に反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第52号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第54号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第55号 県道の路線の変更の件

質疑

遠藤副委員長 地元ということで若干関連した質問させていただきたいと思うんですけれども、今回、市川大門停車場線の路線の変更ということですが、これに伴って町道のほうに変更される部分が非常に長いということで、小さい田舎町でありますから、もちろん県としても財政上厳しい中で、お互い、それぞれのやりとりというものは必要だったと思いますけれども、この県道移管等について、地元とはどういう協議がなされていたのですか。

三浦道路管理課長 現在の市川大門バイパスは、平成17年、もう10年近く前に供用されていまして、移管までに長い期間を要してございました。今まで、やはり地元の市川三郷町と協議をする中で、地元からの要望等もいろいろ出ておりました。側溝整備やら、舗装の補修やら、中村橋という天井川の改修とか、そういうものに期間を要したということ、やはり調整、協議にそれだけ期間を要するような内容でございましたので、現在に至っておりますが、ここで町の了解が得られたということで、移管の手続をしているところでございます。

遠藤副委員長 今年の初めに黒沢バイパスが供用開始になったということで、また今後、これも県道の移管作業がなされるということですが、この辺は地元自治体との協議はどのようなふうになっているのかお聞きします。

三浦道路管理課長 1月22日に黒沢バイパスが供用開始されております。県としましては、地元の市町村、市川三郷町とも、ずっと前から移管のための協議は続いているところでございます。現在、側溝の整備をしてくれというような話とか、具体的なものは話を承っております。今後、それらを個別に詰めて、協議を重ねながら了解を得る中で、移管の作業も並行して進めてまいりたいと考えております。

遠藤副委員長 お互い財政上厳しいという状況の中で、知恵を出し合って進めていただきたいと思います。

三浦道路管理課長 委員の御指摘のとおり、地元と綿密に協議を進めて、移管を進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第3号 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例制定の件

質疑

石井委員 ただいま説明をお聞きしたところでございますけれども、今までも駅前広場の管理は行われていたと思います。しかし今回、条例を制定するということに至った経緯等について、ちょっと説明をお聞きしたいと思います。

望月都市計画課長 一般の再整備に当たりまして、一般車専用と公共交通専用のロータリーを設けるとともに、駅前広場の東側には新たに県民の交流の場ともなる広い歩行空間を設置することといたしております。また、駅前広場の大部分を占めておりますJR東日本所有地の無償貸し付けを受けまして、今後は県が一体的に管理することとなりました。このため、禁止行為や許可行為などの基本的事項、一般自動車待機場やタクシー待機場の使用料の規定をするなど、公の施設として管理するため、設置管理条例を整備するものでございます。

石井委員 一般自動車待機場やタクシーの待機場ですけれども、これらの供用開始についてはいつごろからということになるんですか。

望月都市計画課長 ごらんのとおり、現在工事中という状況になっているわけですが、今年の夏ごろまでには供用開始できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、甲府市が管理いたします地下駐輪場につきましては、甲府市とよく調整した上で、できるだけ早い供用開始を目指していきたいと考えております。

石井委員 できるだけスムーズに、また混雑のないようにと、このように思っているところでございますが、よろしくどうぞお願いします。
それから、一般自動車の待機場の使用料ですけれども、資料の最後の方にありますけれども、30分500円にするという、その理由、それから、もう少し、その詳しい内容を説明いただきたいと思えます。

望月都市計画課長 周辺にございます民間駐車場と同程度の料金とした場合、駅に近い、この一般自動車待機場を駐車場として利用されてしまう懸念がございます。ちなみに、周辺にあります民間駐車場に1時間車をとめた場合、駅ビルでありますエクランの駐車場や、南側にありますダイタ駐車場では1時間当たり300円の料金がかかります。それから、山交百貨店ですとか山梨交通の立体駐車場では400円という形になることから、これより少し高目の500円とさせていただいたところでございます。また、県外の事例を確認いたしましても、静岡県の熱海駅では400円の設定となっておりますけれども、30分を超えても出庫しない車が多いという状況を確認しておりますし、逆に兵庫県の加古川駅や和歌山県の和歌山市駅では500円の設定により、30分を超えての利用者はある程度抑制できているという状況を確認しましたので、500円という料金設定をさせていただいたところでございます。

石井委員 わかりました。周囲等の駐車場との兼ね合いも含めてということで検討していただいたようでございます。
それから、もう1点ですけれども、南口駅前広場の再整備の今後のスケジュールについて、ちょっとお伺いしたいと思えますが、御説明をお願いいたします。

望月都市計画課長 平成27年度の初めに、この赤く着色をさせていただいた一般自動車待機場及び西側に確保しましたタクシー待機場を利用開始する予定としているわけですが、27年度の末には中央部の公共交通ロータリーの整備を完成させたいと考えておまして、さらに平成28年度末には公共交通ロータリーの東側の歩行エリア、こちらのほうを完成させて、駅前広場の

再整備を完了させることを目標にして取り組んでおります。

石井委員 この再整備ということの中では非常に、甲府駅、あるいは周辺等に大きな影響が出てくると思いますので、スムーズに、またしっかりと整備をお願いしたいと思います。

望月都市計画課長 交通の切り回し、それから駐車場の切りかえ、バス停の切りかえ等については、なるべく早く住民の方、利用者の方に周知が図れるように、円滑な工事進捗を図れるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

土橋委員 前回、今の南口広場のことで相談させていただいたことがあるんですけども、ここにバスが今8台置けるようになっていて、8台置けるのというのは、ここから出発する人たちのバスですよ。私がお願いしたのは、そのずっと下のほうにバスが置けるようになっていてところ。例えばJR石和駅でおりて、甲府盆地を周遊し、甲府駅からあずさに乗って帰るとい、そういう企画をつくったときに、甲府盆地を回ってくる間には、例えばシーズンに呼べば、結構でかい甲州のお土産を買ったり、いろいろなものを買って帰るときに、すごく遠くの駐車場でおろして、さあ、帰ってください、と。

さっきの説明でもあるけれども、JRのバスを使ってするのに、JRとしたら、そんなに長い時間ではないし、おろしたら荷物持ってすぐ駅に行くのに、例えば、雨が降っていれば傘も差さなくちゃならない。それを、そんな遠くへ置くのではなくて、もう少し近くへいってくれないかという要望があったことを、私から伝えたことがあるんですけども、何か頭が固過ぎて、1回こう決めたら誰もとめさせないような返事で終わっているんですよ。でも、観光という面だと、石和駅でおりて、石和から甲府をブドウ園を見たり、いろいろなことをしながら甲府駅から帰るんだとしたら、いっぱいのお土産を持って、すごい遠くから歩いていると。何とかしてくれませんか、私JRからはっきり要望を受けました。それを伝えたはずなんですけれども、全く聞く耳を持たない。それについて、どうですか。

望月都市計画課長 今回の土橋委員の御要望についてなんですけれども、この中央にありますバス、タクシーの待機場につきまして、バスが入る、想定していますバスの種類は定期バスということになっているとの御説明をさせていただきました。こちらのほうの規制につきましては、交通の規制ということになりますので、県警の交通規制課のほうでも将来的な規制をしていくという形の中で協議を進めているわけですけれども、定期バス以外の種類のバスを入れるということの、その特例措置について、やはり県外の事例等も調べた結果、なかなかそういうものはないという中で、ここに定期バス以外のバスに入っていたことは今非常に難しいという状況でございますけれども、平和通りの駅のそばに確保している観光バスを中心としたバスの停車場、あるいは今御説明しました一般自動車待機場や、その奥にあるエクランの駐車場とか、そういった広い範囲、それから北口なども含めた中で、どういう方法があるかということで、今後またJRさんのほうとは協議をさせていただきたいと思ますし、現在のこのバス、タクシーロータリーについては、計画の段階から山梨県のバス協会のほうとも綿密な打ち合わせをする中で、今みたいな使用形態を決定してきたという経緯もございますので、御理解をいただけないかと思うところでございます。

土橋委員 前にも話しましたがけれども、JRのそのバスの場合は、石和へ着いて、甲府を観光して歩いて帰る人たちが甲府駅で帰るんだと。逆に言うと、ありがたいことですよね。それで、例えば今とめようとしているのは、甲府駅から東京へ向かう高速バスだとか、そういう人たちだということから。むしろ、それを遠くへ持っていったので、送り迎えする人たちが車もとめられて楽かもしれないという考え方もあるし、駅前で大慌てでおろして次へ行くとか、そういうことを考えるよりも楽かもしれないし。ただ、せっかく来てくれたお客さんに、できるだけ駅の近くでもっておろしてやると。

今、警察との交渉という話がありましたけれども、私のところへ相談に来たのは警察のOBで、交通部長をやった人からの要望だったから、警察とのあれというのは、そっちでもって、もう済んでいるんじゃないかみたいな気はしないでもないんですけども。何か1回こう決めれば、まだまだ運用までかなり時間がかかるのに、決めたから、はい、これで終わりだよみたいな体制では要望する必要も何もないしと思いますけれども、どうですか。

桜本委員長 よろしいですか、土橋委員。今回は条例の質疑ですので。

土橋委員 ごめんなさい。バスの説明まであったから、あのままどうなったかということを行った。

桜本委員長 条例から、ちょっと外れてしまいますので。今回、この条例の範囲ということ。

土橋委員 今たまたま、その説明をしたからね。それに対して、どうなったかということなので。

桜本委員長 土橋委員、いいですか。

土橋委員 はい。

小越委員 まず1点お伺いします。この平成28年度バス、タクシーあわせて条例の改正を行うというんですけども、今回の条例改正は、この右側の9ページのところにあります赤い部分のところだけが、今回の管理条例の中身なのか。それとも規制、禁止行為、許可行為含めて、この黄色い範囲までが今回なのか、まず教えてください。

望月都市計画課長 禁止行為、許可行為につきましては、この黄色いエリアで示している駅前広場の区域とする中を想定しております。

小越委員 もう1点です。先ほど駐車場の料金が500円というお話がありましたけれども、率直に言って高いなと思います。先ほどは使われないようにということで500円にしたと。ほかのところは、エクラン、ダイタ、山交、300円、400円とありましたけれども、たしか北口は、もっと安かったと思うんですけども。使わせないというところが、この観光客、それから使われる方にとっては不便になるんじゃないでしょうか。

望月都市計画課長 今回整備する前の、先ほど説明いたしましたとおり、30分利用を条件と

いたしまして、同様の場所に待機場があったわけでございますけれども、やはり、いくら口で指導しても長時間駐車をする方がおられまして、なかなかここから出ていかない形の中で、特にこの待機場につきましては、図面をごらんになっていただいてもわかりますように、出入り口が1カ所になっているという状況がございますので、この一時待機場に入れないで車があふれてまいりますと、ここで非常に混雑が起きてしまうと、そういうことを回避したいという事情がございます。北口につきましては、駐車場の脇を区画道路が通っていたりして、もうちょっと交通事情が変わっておりますし、ほかにも市が用意している駐車場の台数が50台程度用意できているという、ちょっと別の事情もございますので、こちらの運用につきましては、こういう形にさせていただきたいと考えているところでございます。

小越委員

それであれば、このロータリーの仕方を変えればいいのであって、迎えに行く、そして電車がおくれたりする、そこでお土産だと、30分というので済む範囲と、済まないときが、私自身もかなりあります。500円というのが使わせないことを前提にするということは、私は、この駅前を利用する観光客含めて、それから送り迎えする方も含めて、これはちょっと考え方が違うんじゃないかなと思います。

もう1点ですけれども、この禁止行為、許可行為、第5条、第6条関係は、この黄色い範囲も全て含むというお話がありました。それで、条例見ますと、行為の禁止、また行為の許可、特に行為の許可のところは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。甲府市長ではなく知事というところで、かなり強い権限のところなんですけれども、なぜ知事の許可なんでしょうか。

望月都市計画課長 規則で定めるところという、規則によって定めるものは、実際の申請用紙とか、その申請していただく時期ということになりまして、行為の許可については、こちらの第6条のほうに記載しているような形で許可をさせていただく。知事の許可というのは、この駅前広場の管理を県知事がしていくので、その管理者から許可を得ていただきたいということで規定させていただいております。

それから、ここに書いてあります許可事項につきましては、山梨県都市公園条例を始めまして、県が管理している施設では一般的に定められているものでございまして、特に都市公園などでは許可の審査基準等をホームページに公開し、周知を図るなど、適正な運用に努めております。この駅前広場につきましては、こういった先進事例を参考に、別途運用基準等を設け、わかりやすい審査項目によって使っていただきたいと考えております。

小越委員

この規則で定めるところによりというのは、いつごろ規則が出るのでしょうか。この行為の許可というのは、例えば募金行為、いろいろなことを、あしながおじさんですか、赤い羽根含めてやっております。選挙活動の一環として使っている場合もありますし、いろいろな集会もあります。写真を撮って、それを写真家の方がきれいな自然光やライトアップしたところをつくってとか、それは何日前とか、何力月前とか、どのようなことを規則で決めるんでしょうか。

望月都市計画課長 規則については今年度末を目標に今策定中でございまして、先ほどおっしゃられました申請時期につきましては、2週間前ということを原則といたし

ますけれども、緊急な事態にも対応できるようにしたいと考えております。

それから、物品の販売、募金その他これらに類する行為をすることにつきましては、都市公園の運用基準のほうでも、公共団体もしくはこれに準ずる団体が公益的な目的で行う行為という考え方を示しております。

それから、業としての写真、映画等の撮影をすることというのは、やはり収益を目的とした撮影をする場合には許可をとっていただくということで、一般に観光客の方が写真を撮ったり、ニュース等で撮影される場合は該当しないと考えます。

それから、多数の者の集合する催しを行うことということにつきましては、観光の観点、あるいは地域振興の観点などから、こういった申請が出てくるということが、ここでは想定がまだできませんので、こういう書き方をしておりますけれども、条文の2項のほうには、公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるときとか、施設または設備を損傷するおそれがあると認められるときとか、暴力団等による不当な行為の場合には許可できないとか、知事は、この広場の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な限度により一定の許可、第1項の許可に条件を付することができるという条文を付しておりますので、こういったことを鑑みまして、徐々にその事例を積み重ねて、こういった場合に許可ができるかということをお伝いできるように努めてまいりたいと考えております。

小越委員

この公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるときというのは、具体的にどのようなことを指すのか、どういう基準なのか、誰が判断するのか、お聞かせください。

桜本委員長

すみません、課長。規則のもとになったものを指し示していただけますか。説明するとあまりにも長い規定ですので、この規定をもとにつくってありますよ、というもので説明をしてください。

望月都市計画課長

今回の条例を定めるに当たりまして、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例、それから県民の森保健休養施設設置及び管理条例、武田の杜保険休養林設置及び管理条例、こういった山梨県内のさまざまな施設の設置及び管理条例を参考にして、こういった条文を設けさせていただいている状況でございます。

小越委員

それは、ほかのところではやっているのだからです。特に駅前広場ということで、多くの方々に対して、いろいろなパフォーマンスなり、いろいろな活動を報告したりということになります。多数の集合する催しは、ほかのところよりも機会が多いし、ここを選ぶという場合が多いと思います。これを公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、という規定を恣意的に使われることがないように私は思っているところです。ここを恣意的に使いますと、いろいろな政治活動、それからいろいろな公の活動、それからいろいろな皆さんが公にしてもらいたいパフォーマンスも含めて、これを、この一文をもって制限を加えることになりまして、思想・信条、表現の自由にかかわることになりますので、ここは注意をしていただきたい。そこは規則で縛るのではなく、開かれた公園ということをやっただかかないと、逆に使いにくいものになってしまうんじゃないかということを指摘しておきたいですが、そこだけ最後。

望月都市計画課長 先生の御指摘のごもっともなところもございますので、そういう方向で進めさせていただきたいと思いますが、規則で定めるところによりというのは、あくまでも申請時期とか申請用紙を規則で定めるといだけのことでございますので、その許可の考え方については、この公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるときと、この一文になっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

討論

小越委員 これには私は反対いたします。500円というこの金額、そして考え方で使わせないというところが大きいものとあります。ほかのところ比べて500円はあまりに高額です。そして、このロータリーの仕方を変えればいいのであって、使いやすいようにすることが一番です。

それと、この行為の許可のところ、公の秩序または善良の風俗に対するという規定を恣意的に解釈するおそれがありまして、とりわけ駅前広場は多くの方々に使われるように開放するべきでありますので、そこに制限を加えることには反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第15号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第19号 平成27年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(やまなし建設産業活性化支援対策費について)

小越委員 県土7ページのやまなし建設産業活性化支援対策費は、先ほどの御説明でいきますと廃止が3つあります。それで、午前中の補正予算のところ、補正予算の県土3ページで同じように、やまなし建設産業活性化支援対策費が繰越明許費になっているんですけども、ここの一番上にあります建設業経営支援コンサルタント派遣事業費は、外部評価の中で廃止が2人いたということで廃止だというんですが、これはどのように評価され、今までどのように使われてきたのか、よいものだったのか、どこが悪かったのか、なぜ廃止になったのか、まず御説明ください。

笹本建設業対策室長 委員御質問の建設業経営支援コンサルタント派遣事業につきましては、平成22年に事業化を行っておりまして、それ以降、平成25年度までで38企業を対象に延べ177回、経営内容等の経営改善あるいは経営内容等について、専門のコンサルタントを派遣して指導をしてきたところでござい

す。

(「合っていない、答えが」の声あり)

笹本建設業対策室長 内容は以上でございます。県では事業の評価を、外部評価ということで本年度行いまして、この建設業経営支援コンサルタント派遣事業が外部評価の対象事業となりました。その中で、事業の経緯等に説明を申し上げ、聞き取りをしていただいた結果、外部の委員が3名いらっしゃいますけれども、そのうち2名の委員から、この事業については効果がないということで、廃止するのが適当であろうという御意見をいただいたところでございます。

桜本委員長 それはこちらが質問の中で言っているのだから、質問に対する答えをお願いします。

笹本建設業対策室長 評価の内容につきましては、効果が確認できないという評価をいただいて、廃止ということでございます。

小越委員 それは外部評価の方が評価された。県とすれば、この事業は38企業、177回やったということで、それなりの効果というか、よかったこと、悪かったこと、そういう外部評価から言われたからやめるというのじゃなくて、県としてはどう考えているのか。平成22年からやってきたわけですから、平成22年から。これをやめてしまうとなりますと、では建設業をこれからどういうふうに支援していくのかということはどう考えているのかを、県としての評価を聞きたいです。

笹本建設業対策室長 コンサルタント事業につきましては、委員の先生お二人から効果がないという御意見をいただきました。事務局、県とすれば、ある程度の効果は見込まれていたということで御説明申し上げましたけれども、なかなか納得がいただけないということで、庁内でも……。

桜本委員長 すみません、室長。質問と食い違っているんですよ。県としてはどういうふうに考えているのかということを知っているんだから……。

笹本建設業対策室長 県とすれば、ある一定の評価は見込めておりましたし、実績として25年までで38企業、177回ということをしていただきました。これである程度の効果は当然見込めたということで考えております。しかしながら、外部評価ということで、3名中2名が廃止という評価がございましたので、このような内容、廃止ということになったのでございます。

小越委員 その下の建設業新分野進出支援事業費、これは骨格予算のどれという、先ほど御説明がありました。ということは、廃止になるんですけれども、6月からの予算では、ここが復活するという意味ですか。ここは、もう1回説明ください。

笹本建設業対策室長 建設業新分野進出支援事業費につきましては、平成20年からやってきた事業でございます。これは平成20年が建設業のコンサルのピークでございます。それ以降、公共投資が少なくなるということで、建設業対策ということで、平成20年からこれまでに84件、約2億2,000万の投資をし

てまいりました。そのような施策的事業でございます。

今回、骨格予算ということで、施策的事業につきましては、この事業に限らず、全般について検討を加えた上で、6月補正以降に計上することとされておりますので、まずは検討の俎上に上げて、その中で県土整備部とすれば事業化を目指していきたいと考えております。

ただ、公共事業費削減との見合いですので、そこがどうなっていくかというのは現在お話のできる状況にはございません。今後の検討結果待ちということでございます。

小越委員 そうしますと、この建設業対策室は今後どうなるんですか。今の話聞きますと、やってきたことが、もうやらなくていいという評価だと。建設業新分野も、公共事業が削減されるじゃなくて、今、建設業の方は大変なんですよ、逆に。それは労務単価のことも含めまして。建設業対策室は今後どうなっていくのか。これでいきますと、もうやめてしまうのか、どんなことをするのか。補正予算の中では、高校生のイメージアップで、インターンで、わずかですが、出ていますけれども、では、この建設業対策室ってどうなっていくんですか。そこをちょっとまとめた御説明ください。

笹本建設業対策室長 委員の御指摘の内容についてですけれども、まず、先ほどの2月補正におきまして、やはり建設業というのは、なかなか入り手が少ないという部分で、職人さんの不足とか、現在ございます。その中で建設業に、なるべく多くの方に就職していただきたいということで、今回2月補正で、全額明許でございますが、建設産業応援プロジェクトということで、県民全体に建設業について、まず魅力を知っていただくということで、小中学生を対象とした出張の出前講座、あるいは建設業のインターンシップ、それと建設業の魅力を伝えます。建設業の中で職人さんとか、技能労働者の方はいろいろ職能がございます。そのような仕事の内容を伝えるDVDとか映像で、また新たに建設業に入られた方の技能研修、また、その事業を次の世代に伝えていくための事業承継が必要になりますけれども、そういうものに対するコンサル事業等を来年度は計画しております。

桜本委員長 来年度じゃなく。

小越委員 かみ合っていないですね。

桜本委員長 今、廃止のことを言われている。廃止のことだけ答えてください。

笹本建設業対策室長 申しわけございません。このような新たな事業を立ち上げるにおいて、総合的に建設業の応援をしていこうと、県土整備部では考えております。

小越委員 今の話を聞きますと、建設業対策室のやるべきことは、この建設業法施行事務費、それから相談窓口、ここだけの事業になってしまいますと、建設業対策室というのはどんな仕事をしてきたのか、これから何が必要なのか、わからなくなってきてしまうわけです。ほかのところに盛り込んでもいいわけでも、ここを外出したということは、建設業をこれからどうするかという、この山梨県の産業の中で、このところの位置づけが非常に弱くなっているなと思いました。説明聞いても、よくわかりません。

(地域高規格道路等計画調査費について)

県土14ページ、地域高規格道路等計画調査費300万円、リニア開業を踏まえた新山梨環状道路南部区間の整備効果の検討を実施する。これについて、もう少し詳しく、どのようなことをするのか御説明ください。

乙守高速道路推進課長 既に供用してございます新山梨環状南部区間でございます。アイメッセ付近においては一部一般道を使用していることから、リニア開業による交通集中を原因とする渋滞の発生等について、将来どのような影響があるものか事前に検討を行うものでございます。

小越委員 それは南部区間だけであって、知事からリニアの駅と主要道路のアクセス30分という話がありましたけれども、それを含めて、今後検討されていくんでしょうか。

乙守高速道路推進課長 今年度やる内容といたしましては、基本的に山梨新環状道路、自動車専用道路でございますが、先ほど申しましたアイメッセの付近については一部一般道で、平面交差を行っている箇所がございます。その箇所について、特にリニア開業による交通集中を原因とする渋滞の発生等について、検討を行うものでございます。

小越委員 多分、今の話は南部区間だけに限定をしているというふうに私、理解いたしました。

(骨格予算全体について)

全体の話で、どこに聞いていいかわからないんですけども。後で御説明があるのかもしれませんが、全体の、これ、骨格予算なので、考え方をこれから聞きたいんですけども、この道路の橋梁費ですね。道路橋梁費、それから砂防費、河川も含めて、前年度よりかなり金額は少ないんだと思います。砂防費は前年度比で半分ぐらいのところもありますし。そうしますと、これまで公共事業5%カットという、そういう方向があったかと思うんですけども、それはここの中に入っているのか、今後の見通しはどうするのか、そこを、ここで聞いていいかわからないんですけども。予算で聞いていいんですかね。いいですよ。

桜本委員長 的を絞って。

小越委員 そうすると所管事項ですよ。

桜本委員長 そうですね。

小越委員 それがいいですか。

桜本委員長 はい。

小越委員 では、それは所管事項のところでも聞かせていただきます。

(砂防関係予算について)

砂防のところですよ。県土26ページから28ページ、砂防、急傾斜地、県

土27ページ、地すべり対策費、それから上のほうの火山砂防、地すべり対策、急傾斜地、それから砂防整備費、ほとんど当初予算に比べて半分なんですけれども、これはどうしてなのでしょう。

保坂砂防課長 当初予算は骨格予算でございますので、緊急性、非常に重要な事業ということで、当初から実施する事業について選んでやらせていただいております。事業執行として年度末におくれるようなものについては6月補正のほうに回させていただきます予定でございます。

小越委員 ということは、骨格予算ですので、必要なもの。国補の分がまだ……。県単のところはこれから出るのわかるんですけども、国補の部分のところも半額、少ないですけども、それは今後、国補決定されて、もう少し金額が上がってくるという、その想定でよろしいのでしょうか。

保坂砂防課長 当然、審議をいただいて決定させていただくということになります。国補事業について必要なものを挙げさせていただく予定でございます。

(やまなし建設産業活性化支援対策費について)

久保田委員 県土7、またもう一度お願いしたいんですけども。やまなし建設産業活性化支援対策費のところ、今、小越委員は廃止について伺いましたけれども、9日の新聞にあります、今年もやろうとしていることは、当然、建築に携わる人の人手不足を応援するための施策じゃないかなと思うんですね。だから、要は、去年も同じようなことを言ったと思うんですけども、昨年と今年はどう違うんですかね。

笹本建設業対策室長 委員御指摘のとおり、建設業につきましては、なかなか就職される方が少ない。一般的に人手不足と言われております。その部分を何とか持ち上げていきたいということで、2月補正で建設業応援プロジェクト事業という形で、総体的に建設業の内容について県民の皆さんに御理解いただく、あるいは方向性について、大学生等に建設業自体のその職業内容を理解していただいて、就職につなげていただくようなインターンシップの実施等、総合的な建設業への就職対策、イメージアップ事業を展開してまいりたいと考えております。

久保田委員 言わんとしているところはわかっていますけれども。では、また新聞では建設業に女性に対する配慮も必要だとあるんですけども、その点については。

笹本建設業対策室長 建設業の女性の就業対策といたしましては、まず現場に女性の技術者の方が少ないということがございます。その点に関しましては、例えば現状であれば、現地の事務所が女性対応になっていないというものがございます。こういうものについて、例えば公共事業の中で、積算の単価の中に入れていくような形での環境づくりを進めていくという考えでございます。

久保田委員 よくわかりましたけれども。要するに、建設業の人材不足に対応はしっかりしてもらおうということで、今年度事業展開してほしいと思いますけれども。

笹本建設業対策室長 委員御指摘のとおり、建設業の人材確保について一生懸命努めてまいり

たいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費について)

久保田委員 県土40ページの高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費ですけれども、そこに、バリアフリー化された高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を促進するとありますが、これは新築のみ対象か、それとも改修も対象となるのか、お聞きします。

笠井建築住宅課長 ここに記載してある事業は、平成14年から平成16年の3カ年間、県がモデル事業として募集をかけたものでございまして、現在は建設等の事業は県では行っておりません。当時行ったときには、民間のオーナーに対して、バリアフリー等に関する建設費の一部補助をしている状況でありました。

久保田委員 私、意味がわからない。高齢者の居住の安定確保を図るため、バリアフリー化された高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を促進すると書いてある、それは何ですか。

笠井建築住宅課長 説明不足で申しわけありません。今行っておりますのは、当時建設された5団地76戸のこの団地に高齢者が入居された場合には、高齢者の収入の低い方に対しては家賃を低額にするということで、県がこのオーナーに対して、国費も使いながら、家賃補助をしている状態であります。

ですから、ここで今行っている供給促進費というのは、現状においては建物オーナーへの家賃補助ということでございます。

久保田委員 わかりました。今、全国的に、特に本県では空き家の問題が大きく取り上げられており、山梨の賃貸住宅は見てわかるとおり、多いと聞いております。そこで、本会議の一般質問で、県営貢川団地の改修について取り上げられていたが、新築も重要だが、既存のあいている賃貸住宅をバリアフリー化することで賃貸するようなこともあるのかお聞きします。

笠井建築住宅課長 建てかえではない既存の住棟の場合につきましては、現在、全面改善という事業を着手し始めております。これは1棟の建物、アパートを全部むき出しにしまして、中にユニットバスや何かを構成し、そのときにはエレベーターを増築するなどして、バリアフリー化に努めていく。それから、古い住棟につきましても、その全面改善とか建てかえの時期が来るまでの間、いたずらにそのまま放置するわけではなく、必要に応じてバリアフリー化で手すりをつけるとか、そういった対処をしていることとございます。

久保田委員 わかりました。

討論

小越委員 この予算の中には住宅供給公社、道路公社の穴埋めに使われるものが入っております。西関東連絡道路というのも入っております。先ほどの建設業対策室のことは、どのようにこれから建設業を支援していくのかが不透明であります。よって、この予算には私は反対します。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第30号 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第38号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

小越委員 すみません。10分の2を限度とするというお話でしたけれども、20、15というのは、その地域によって、その負担の割合が5とか10という場合もあるということによろしいんですね。

保坂砂防課長 崖の高さですね。30メートル以上とか公共施設がある場合には5%以内です。また、崖の高さだけですと10%。急傾斜の場合は、一般の場合、5メートル以上とか、国庫の場合、10メートル以上で事業をやらせていただきますが、その場合については最高の20%になるという状況でございます。

小越委員 市町村にとってみれば、県が負担してくれるような気もするんですけども、逆に市町村が2割は負担しなきゃいけないと。大きいものになりますと、かなり金額的に負担が大きいと思います。それについては、どのようにお考えでしょうか。市町村がこれだけのものを負担できると、市町村がお金を払うことを、この負担割合で負担に思っていないのか。

保坂砂防課長 事業を執行するに当たりましては、市町村とよく協議をしております。この事業は、住民生活に非常にかかわっていると同時に、まちづくりにも非常にかかわっている事業でございます。ですので、市町村にお願いしているという状況でございます。

討論

小越委員 市町村にお願いしているという段階で、本来は県がやるべき仕事だと思います。市町村に負担させるのではなく、県が率先して、10分の10やるべきですので、これには反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(貢川団地の再整備について)

土橋委員 所管ということで、簡単に答えてくれればいいんですけども。私の聞き間違いかもしれないんですけども、今回の代表質問だか一般質問の中に、貢川団地、古いものですが、建てかえというような話が出たような気がしますけれども、あれは。

笠井建築住宅課長 県営団地につきましては、長寿命化計画の中で、古いものから順次再整備をしていくという考えがございます。その古いものの中に、貢川団地も、今現存する中では最も古い建物のグループに入っておりますので、これについても再整備をしていくと。再整備をしていくに当たっては、建てかえという手法もございまして、先ほど言った全面改善という、むき出しにしてリニューアルすると。そんな方法をまぜ合わせながら貢川団地の再整備にも今後取り組んでいきたいと考えています。

土橋委員 私は甲府ですから、よくあそこへ行くんですけども、本当に道路を走れば陥没していてでこぼこだらけだったり、それで高いところに行けば、もう住む人がなくて。高齢化ということもあると思うんですけども、住む人がなくて。それで今度、鳥とかハトが入るからネットになっていたり。やっぱり県が管理しているわけですから、大家さんとしての責任というの必要だという意見をもう何年前にも言ったことがあるんですけども。例えば、昔は5階までエレベーターは要らないなんて言っていたけれども、きれいに整備されて、エレベーターの1つもつけば、洗練されたすばらしい貢川団地になる。古いのから順に、建てかえるというイメージでいてもいいんですか。

笠井建築住宅課長 はい。委員御指摘のとおり、県内最大規模の団地で需要も非常にあるということで、我々も大事にしなきゃいけない。それから大家としての認識も持たなきゃいけない。御指摘のとおりであります。これについては、先ほども言いましたけれども、古いものからということなので、次期整備グループの中には位置づけているということの中で、棟によっては今後詳細な計画を詰めてまいります。建てかえをする棟と、リニューアルをする棟というものを選択しながら取り組んでいきたいと思っています。

(公共事業費の削減について)

小越委員 先ほど途中で聞いた件ですけども。いただいた資料、平成27年度当初予算の県土整備所管公共事業一覧表のことなんですけれども、ここの国直轄事業の伸び率だけが119.7%。ほかのところは伸び率、少ないんですよ。これまでの考え方は、公共事業を削減という方向で横内知事はずっと来たわけですけども、今後それはどのように見込んでいくのか。国補の分、直轄事業とかふえていって、それ以外の県施工のところは減っていくような方向なのか、その今後の考え方を、方向性が決まっているのであれば示してください。

清水県土整備総務課長 ただいまの公共事業費の削減についてということでございますけれども、これまで5%の公共事業費の削減ということをやってまいりましたが、今後これをどうするかにつきましては、まだ方針が出ていない状況でございます。

小越委員 ということは、今までと方向を変えて、5%削減ではなく、プラスに行く

方向もあり得るというふうに、私は今お話を聞いて思いました。例えば、先ほど途中で、リニアの駅の周辺整備ですとか、後藤知事が掲げております、リニアの駅等、新しいアクセス道路、それは多分、リニア費というものはないので、款別でいきますと、ここの公共事業費の中に入ってくると思います。

それから、天守閣の話ですけれども、天守閣があったことがわからないという、根拠がない中でいくとなりますと、都市計画、公園の中のお金でやるということになりますと、これから県土整備部所管の公共事業は伸びていくという方向で考えていってよいのでしょうか。

清水県土整備総務課長 先ほども申しあげましたように、まだ方針が出ておりません。公共事業につきましても、県土整備部だけではなく、森林環境部ですとか農政部も関係をしてありますし、県全体の財政運営という話にもなりますので、私どもでこれ以上のコメントはできない状況でございます。

小越委員 わかりました。コメントできないんじゃ、しょうがないですね。

以上

土木森林環境委員長 桜本 広樹